## 質問回答書(令和7年2月26日掲載)

件名 令和7年度新たな教育センター整備事業設備アドバイザリー委託

No.	分類	質問	回答
1	業務説明資料	業務内容について	本業務は各諸室の ICT 機器及び各諸室の運用
	5	本業務における設備アドバイザリーは、	計画の素案作成を含んでいます。ついては、
		ICT 機器に関するものに限定されるの	業務に係る建築設備(電気設備等)について
		か、または建築設備(空調・電気・給排	も、必要となる容量・スペックなど専門的見
		水等) も含まれるのか、ご教示ください。	地からの助言及びその他選定に際して必要
			な支援を含んでいます。
2	業務説明資料	ワーキンググループとのヒアリング・打	人数の目安は定めておりませんが、部屋・機
	5 (1)イ	ち合わせについて	能ごとなど 10 チーム程度のヒアリングを想
		ヒアリング対象となる人数、部署数をご	定しています。
		教示いただけないでしょうか。	
3	業務説明資料	諸室基本レイアウト作成業務について	教育センター諸室プログラミング業務で整
	5 (2)	本業務における運用計画は、どこまでの	理し作成する「モデルプラン」に基づく、各
		   範囲を想定されているかご教示くださ	   諸室の求める取組を実現するための「運用計
		l vo	画」の作成を想定しています。
4	提案書	業務上必要となる各種条件について	契約締結後に、提示可能な情報を提供いたし
	作成要領	業務開始の際は、新たな教育センターの	ます。また設計の進捗に合わせて、必要な情
	9 (2)	間仕切り位置が分かる建物図面をご提	報は提供いたします。
		供頂くことは可能でしょうか	
5	提案書	業務上必要となる各種条件について	契約締結後に、提示可能な情報を提供いたし
	作成要領	業務開始の際は、現在、民間ビルに分散	ます。
	9 (2)	している各部門の現状レイアウト図面	
		をご提供いただくことは可能でしょう	
		カゝ。	
6	業務説明資料	成果品の著作権について	本業務委託を契約締結する際には、委託契約
	9 (6)	「成果品の著作権は、すべて横浜市に帰	約款を付して契約します。
		属するものとする。」とございますが、弊	委託契約約款では、(著作権の譲渡等)第5条
		社が本業務実施前から保有している著	に、「 受託者は、契約の履行の目的物が著作
		作権に関しては引き続き、弊社が保有す	権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項
		るという認識でよろしいでしょうか。	第1号に規定する著作物(以下この条におい
			て「著作物」という。) に該当する場合には、
			当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法
			第21条から第28条までに規定する権利をい
			う。)を当該著作物の引渡時に委託者に無償
			で譲渡するものとする。ただし、受託者がこ
			の契約の締結前から権利を有している著作

7	業務説明資料	スケジュールについて 開業までの事業スケジュールについて、	物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。」と記載しており、これに倣うものとします。 現時点の事業スケジュールとなりますが、お見込みのとおりです。
		実施設計は令和7年度迄(令和8年3月 迄)、工事は令和8年度(令和8年4月) 以降に開始という認識でよろしいでしょうか。	
8	提案書 作成要領 6-(1)	提案書の内容について 様式4 1-2, 1-3 同種又は類似業務 実績等(過去10年間)の記載は1ペー ジ以内に収まれば6項目以上でも問題 ないでしょうか。	お見込みのとおりで、問題ありません。
9	提案書 作成要領 6-(4)	提案書の内容について 様式4 2-4 (1) の人員構成並びに統括 責任者、担当者又はアドバイザー等の配 置計画において1-3 (1) の担当者と (2) アドバイザーは最大3名まで可と記載 がありますが、2-4 (1) の枠は担当者が 5行、アドバイザー等が2名となってお ります。提案書作成要領において「行の 過不足については、適宜行を加除して記 載してください」と記載の通り、1-3 (1) の担当者と (2) アドバイザー数に合わせ てそれぞれ3行の記載でもよろしいで しょうか。	お見込みのとおりで、問題ありません。
10	提案書 作成要領 6 - (4)	提案書の内容について 様式4 2-5 ワーク・ライフ・バランス に対する取組等について、取得が分かる 証書の写しの提出は別途必要でしょう か。	提案書 2-5 において、必ずしも「証書の写し」 の提出を求めるものではありませんが、外部 から公開情報として取得の確認等ができな い場合は、取得根拠資料としての提出も可と しています。